

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2020年12月11日 提出
【発行者名】	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 一生
【本店の所在の場所】	東京都千代田区平河町二丁目7番9号
【事務連絡者氏名】	田原 輝行
【電話番号】	03-5210-8500
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	N Z A M ・ レバレッジ 日本株式2倍ブル
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	(1) 当初申込期間：200億円を上限とします。 (2) 継続申込期間：1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日の半期報告書の提出に伴い、2020年2月19日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）のうち、関係情報を新たな情報に更新・訂正するとともに、その他の情報について訂正すべき事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書のうち以下の記載内容を訂正します。

（＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している _____ 下線部は訂正部分です。＜更新・訂正後＞に記載している内容は、原届出書が更新・訂正されます。）

第一部【証券情報】

（４）【発行（売出）価格】

<更新・訂正後>

当初申込期間 1口につき1円とします。

継続申込期間 取得申込受付日の営業日の基準価額 とします。

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した1口当りの価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示する場合があります。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社^{（注）}に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

（注）委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を総称してまたはそれぞれを「販売会社」ということがあります。（以下同じ。）

なお、販売会社と販売会社以外の第一種金融商品取引業者および登録金融機関が取次契約を結ぶことにより、当ファンドの申し込みを販売会社に取り次ぐ場合があります。

（５）【申込手数料】

<更新・訂正後>

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額（当初申込期間は1口につき1円）に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は2.2%（税抜2.00%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額が含まれております。

「分配金再投資（累積投資）コース」^{（注）}により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

（注）当ファンドには、「分配金受取（一般）コース」と「分配金再投資（累積投資）コース」があります。

「分配金受取（一般）コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、受益者に支払われるコース（以下「分配金受取コース」といいます。）をいいます。

「分配金再投資（累積投資）コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコース（以下「分配金再投資コース」といいます。）をいいます。

（８）【申込取扱場所】

<更新・訂正後>

当ファンドの申込取扱場所（販売会社）については下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新・訂正後>

当ファンドは、主としてわが国の公社債等に投資するとともに、わが国の株価指数先物取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場の値動きの2倍程度となる投資成果を目指して運用を行います。

一般社団法人 投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下のとおりです。

商品分類：追加型投信 / 国内 / 株式 / 特殊型（ブル・ベア型）

属性区分：その他資産（株価指数先物取引） / 年1回 / 日本 / 特殊型（ブル・ベア型）

商品分類および属性区分 一覧表

（当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ<<http://www.toushin.or.jp/>>をご覧ください。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	インデックス型 特殊型 (ブル・ベア型)

商品分類定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
特殊型	目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ブル・ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	日本 北米 欧州 アジア オセアニア	条件付運用型
不動産投信 その他資産 (株価指数先物取引)	日々	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ロング・ショート型/ 絶対利益追求型
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()		その他 ()

属性区分定義

その他資産	組み入れている資産を記載するものとする。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ブル・ベア型	目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動、若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいう。

< 信託金の限度額 >

委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。（信託の目的、金額および信託金の限度額（約款第3条））

<ファンドの特色>

ファンドの目的

日本株式市場の日々の値動きの2倍程度の投資成果を目指します。

ファンドの特色

日々の基準価額の値動きが日本株式市場の値動きの2倍程度となることを目指して運用を行います。

- 日本の公社債等を主要投資対象とし、日本の株価指数先物取引を主要取引対象とします。
- 運用にあたっては、株価指数先物取引の買建玉の時価合計額が投資信託財産の純資産総額の2倍程度となるように買建てを行います。
- 投資する株価指数先物取引については、原則として日経 225 を対象とした先物取引としますが、流動性や市況動向等に応じて、他の株価指数先物取引を利用する場合があります。
- 設定・解約がある場合には、設定金額と解約金額の差分に対して、原則として当日中に株価指数先物取引により対応を行います。

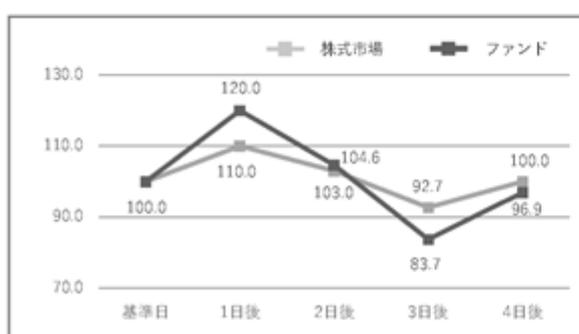
基準価額の値動きについて

上記の運用目標が達成できたとしても、基準価額の値動きが株式市場の値動きの2倍程度となるのは前日と比較した場合であり、2日以上離れた日との比較では通常2倍程度とはなりません。

※株価指数先物の価格の変化に伴い、ファンドの純資産総額に対する株価指数先物取引の買建総額の比率が変化することに起因します。

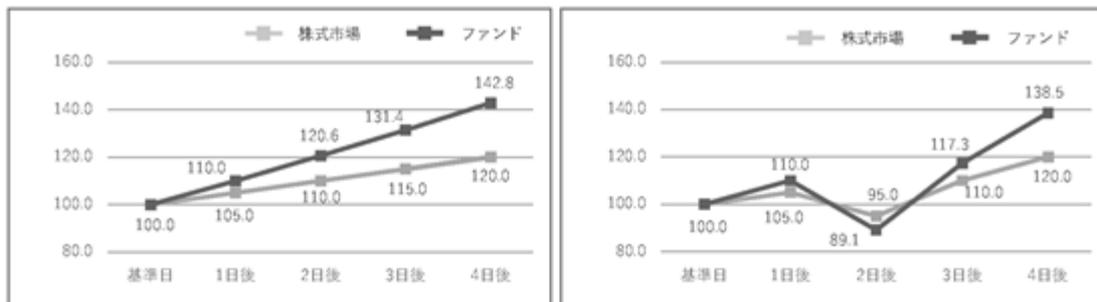
- 株式市場が上昇・下落を繰り返した場合、基準価額は押し下げられる傾向となります。

1.株式市場が上昇・下落を繰り返しながら推移した場合



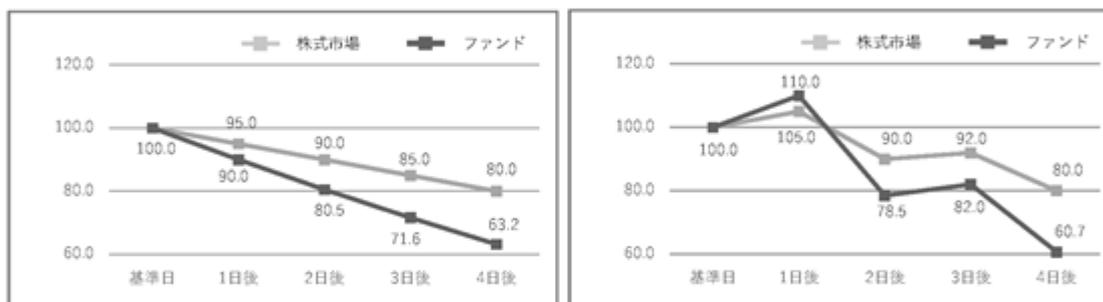
4日後に市場が100に戻った場合、ファンドの投資成果は劣後しています。

2. 株式市場が上昇を続けた場合と上昇・下落を繰り返しながら上昇した場合



4日後に市場が120まで上昇した場合、ファンドは上昇・下落を繰り返した場合の方が投資成果が劣後しています。

3. 株式市場が下落を続けた場合と上昇・下落を繰り返しながら下落した場合



4日後に市場が80まで下落した場合、ファンドは上昇・下落を繰り返した場合の方が投資成果が劣後しています。

※上記は株式市場全体の値動きとファンドの基準価額の値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではありません。

主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

分配方針

毎年2月22日（休日の場合は翌営業日）に経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額を分配対象額とし、分配金額は、原則として委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※なお、当ファンドは信託財産の成長を優先するため、収益の分配を行わない場合があります。

資金動向・市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【ファンドの沿革】

< 訂正前 >

- 2020年2月19日 有価証券届出書の提出
- 2020年3月6日 募集開始日（予定）
- 2020年3月12日 信託契約締結日、ファンドの設定、運用開始日（予定）

< 訂正後 >

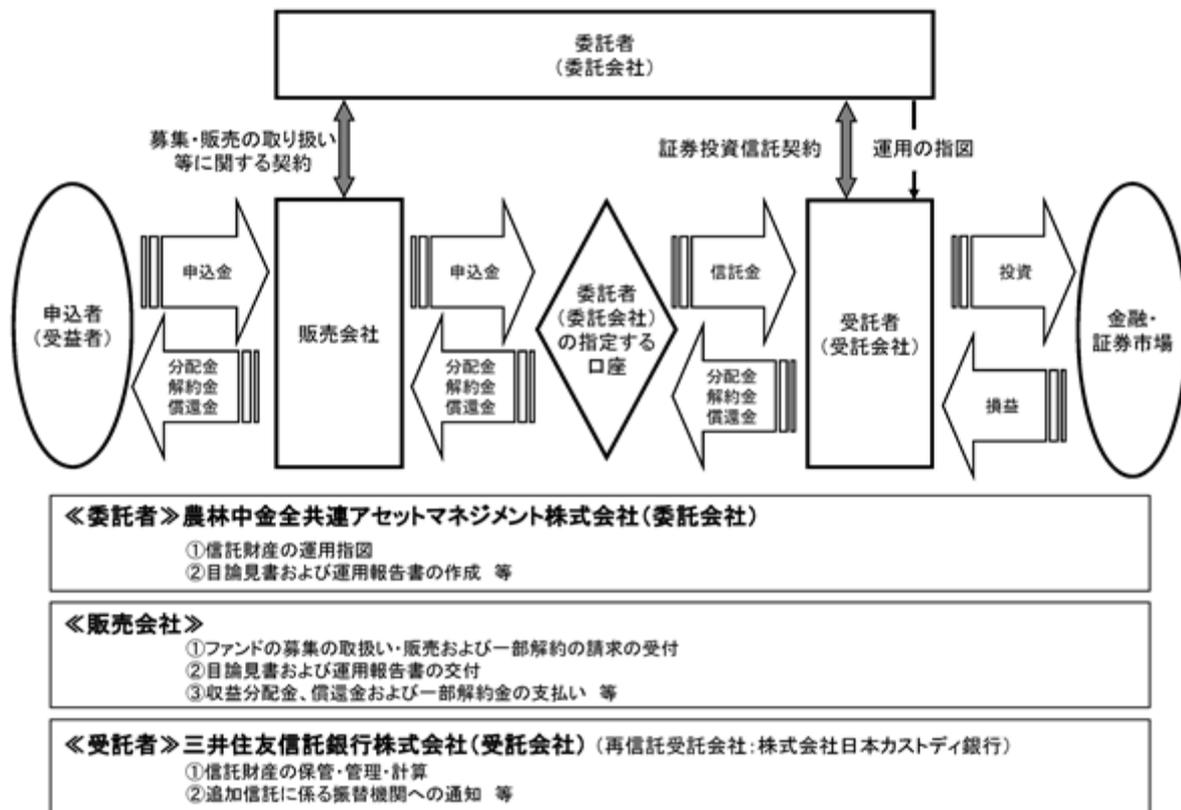
- 2020年2月19日 有価証券届出書の提出

2020年3月6日 募集開始日

2020年3月12日 信託契約締結日、ファンドの設定、運用開始日

（3）【ファンドの仕組み】

<更新・訂正後>



委託者（委託会社）の概況（2020年10月30日現在）

資本金の額

34億2千万円

沿革

1993年9月28日 農中投信株式会社設立 資本金15億円

10月8日 証券投資信託委託業の免許取得

10月13日 営業開始

1996年8月20日 投資顧問業務の登録

9月30日 投資一任業務認可取得

10月1日 エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更 資本金19億2千万円

2000年10月1日 「農林中金全共連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更

2007年9月30日 金融商品取引業の登録

2012年7月26日 A種種類株式15,000株を発行し15億円増資（資本金34億2千万円）

大株主の状況

株主名	住所	持株数 (株)	持株比率 (%)
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁目13番2号	19,550	36.61
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目7番9号	18,850	35.30
農中信託銀行株式会社	東京都千代田区神田錦町2丁目2番1号	15,000	28.09

(注) 農林中央金庫及び全国共済農業協同組合連合会が保有する株式はすべて普通株式であり、農中信託銀行株式会社が保有する株式はすべて議決権を有しないA種種類株式です。

なお、議決権保有比率の状況は次のとおりです。

農林中央金庫	50.91%
全国共済農業協同組合連合会	49.09%

3【投資リスク】

原届出書の〔参考情報〕を以下の通り更新します。

<更新・訂正後>

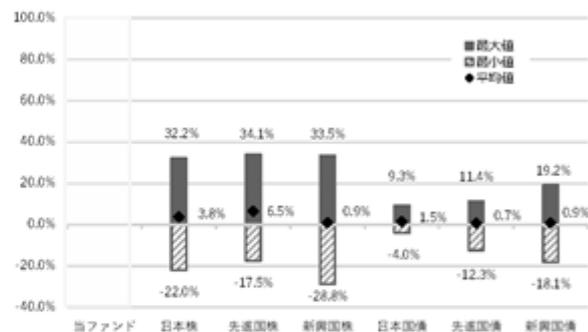
参考情報

当ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移



- *2015年11月～2020年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移について表示したものです。
- *当ファンドは、直近1年間の騰落率がいないため、年間騰落率を表示しておりません。
- *分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



- *2015年11月～2020年10月の5年間の各月末における直近1年間の平均・最大・最小を、当ファンド及び代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- *すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- *当ファンドは、直近1年間の騰落率がいないため、表示しておりません。
- *各資産クラスの指数
日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株：MSCI コクサイ・インデックス（税引前配当込み、円ベース）
新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）
日本国債：NOMURA-BPI 国債
先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債：FTSE 新興国市場国債インデックス（円ベース）
- （注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- 東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所（旧東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）の商標又は標章に関するすべての権利は旧東京証券取引所が所有しています。なお、本商品は、旧東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、旧東京証券取引所は、本商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- 「NOMURA-BPI 国債」は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- 「MSCI コクサイ・インデックス」、「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、同指数に対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- 「FTSE 世界国債インデックス（除く日本）」、「FTSE 新興国市場国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

<更新・訂正後>

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額（当初申込期間は１口につき１円）に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は2.2%（税抜2.00%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

申込手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。

（５）【課税上の取扱い】

<更新・訂正後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

公募株式投資信託の分配金（普通分配金のみ）については、税率20.315%（所得税15.315%、地方税5%）が適用されます。（原則として確定申告不要です。）

確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

一部解約時・償還時における課税

公募株式投資信託の一部解約・償還による譲渡益（解約価額、償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当分を含みます。）を控除した差益額）については、税率20.315%（所得税15.315%、地方税5%）が適用されます。（源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。）

2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれません。

損益通算について

一部解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約

時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。なお、税額控除が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

< 個別元本について >

追加型株式投資信託について、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >をご参照ください。）

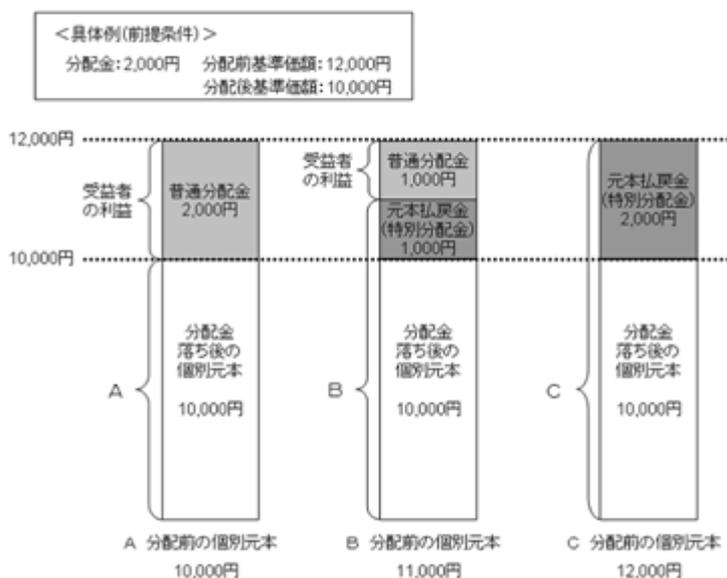
< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回る場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回る場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した残額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 収益分配時の個別元本のイメージ図 >



※上記はあくまでもイメージ図であり、基準価額の水準および収益分配金等を約束するものではありません。

（注意）

当ファンドは、一定の条件に該当する場合の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）の対象とはなっておりません。

販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。

法人受益者に対する課税方法、税額控除に関する事項は法人の形態により異なることもありますので、販売会社に確認のうえ処理してください。

税制が改正された場合等には、上記の内容（2020年10月30日現在）が変更となることがあります。詳しくは、販売会社、税務署等へお問い合わせください。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

<更新・訂正後>

2020年10月30日現在の運用状況は、以下のとおりです。

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しております。したがって、表示の合計値が個別数値と一致しない場合もあります。

なお、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		646,782,531	100.00
合計(純資産総額)		646,782,531	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	日本	1,327,040,000	205.18

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

該当事項はありません。

ロ. 種類別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	日経平均株価指数先物	買建	58	日本円	1,340,492,760	1,327,040,000	205.18

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
2020年 3月末日	430,547,529		10,666	
4月末日	479,094,513		11,842	
5月末日	565,889,585		13,922	
6月末日	591,423,552		14,505	
7月末日	563,237,314		13,809	
8月末日	635,663,413		15,616	
9月末日	648,574,416		15,855	
10月末日	646,782,531		15,407	

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1中間計算期間末	2020年 3月12日～2020年 9月11日	58.8

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1中間計算期間末	2020年 3月12日～2020年 9月11日	448,487,156	40,618,675	407,868,481

(注) 第1中間計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

< 参考情報 >

交付目論見書の運用実績（2020年10月末現在）

2020年10月末現在

基準価額・純資産の推移



・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

該当事項はありません。

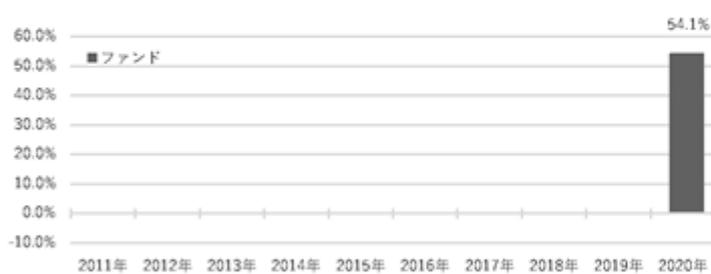
主要な資産の状況

資産の組入比率

資産の種類	組入比率（％）
短期資産等	100.0
株価指数先物取引	205.2

- ・組入れ比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。
- ・短期資産等は、コール・ローン、CP、CD、未収金、未払金等が含まれます。
- ・株価指数先物取引は日経225です。

年間収益率の推移



- ・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。
- ・当ファンドにベンチマークはありません。
- ・2020年は設定日（3月12日）から運用実績作成基準日までの騰落率を表示。

※このグラフはあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<更新・訂正後>

（1）申込期間

当初申込期間 2020年3月6日から2020年3月11日

継続申込期間 2020年3月12日から2021年5月21日までとします。

継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（2）取得申込

（イ）当ファンドの取得申込の受付時間は、原則として午後2時50分以前で販売会社が定める時限までとなります。（ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

なお、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

次に該当する場合、取得申込の受け付けを中止または取消しにすることがあります。

- ・ 株価指数先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引にかかる金融商品取引所等における当日の立会が行われなるときもしくは停止されたとき。
- ・ 株価指数先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引にかかる金融商品取引所等における当日の立会終了時の当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所等が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。

（ロ）取得申込の際、「分配金受取コース」もしくは「分配金再投資コース」のいずれかをお申し出ください。なお、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

（ハ）「分配金再投資コース」をご利用の場合、取得申込者は、販売会社との間で、「NZAM・レバレッジ 日本株式2倍ブル累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）を締結します。

（ニ）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（3）申込単位

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

（4）申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額（当初申込期間は1口につき1円）に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は2.2%（税抜2.0%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
 <フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
 <ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

（5）申込価額

当初申込期間 1口につき1円とします。

継続申込期間 取得申込受付日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
 <フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
 <ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

<更新・訂正後>

（1）一部解約申込

（イ）受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が個別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

また、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ロ）一部解約の受付時間は、原則として午後2時50分以前で販売会社が定める時限までとなります。（ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）

一部解約の実行の請求の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求の場合は、別途制限を設ける場合があります。

（ハ）委託者は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の一部解約の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約を取り消す場合があります。

次に該当する場合、一部解約の受け付けを中止または取消しにすることがあります。

- ・株価指数先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引にかかる金融商品取引所等における当日の立会が行われなるときもしくは停止されたとき。
- ・株価指数先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引にかかる金融商品取引所等における当日の立会終了時の当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所等が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求

を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして下記（２）に準じて計算された価額とします。

- （二）換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（２）解約価額

解約価額は、一部解約実行の請求日の基準価額となります。

解約価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
 <フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
 <ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

（３）一部解約金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。
 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

<更新・訂正後>

- a. 基準価額の計算方法（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法（約款第8条））

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

- b. 主要な投資対象資産の評価方法

ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って、以下のとおり評価しております。

資産の種類	評価方法
公社債等	<p>原則として、時価により評価しております。</p> <p>なお、時価は、以下のいずれかから入手した価額によっております。</p> <p>日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しません。） 価格情報会社の提供する価額</p> <p>（注）残存期間が1年以内の組入公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。</p>
市場デリバティブ・外国市場デリバティブ取引	<p>原則として時価により評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。</p>

c. 基準価額の算出頻度等

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は日本経済新聞に掲載されます。（ファンド名の表示は「ブル日株2x」です。）

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
<ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

(5) 【その他】

<訂正前>

a. ~ g.（略）

h. 信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

<訂正後>

a. ~ g.（略）

h. 信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

第3【ファンドの経理状況】

<更新・訂正後>

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2020年3月12日から2020年9月11日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

1【財務諸表】

N Z A M ・ レバレッジ 日本株式 2 倍ブル

(1) 【中間貸借対照表】

(単位 : 円)

		当中間計算期間末 2020年 9月11日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託		421,360,463
コール・ローン		164,471,994
派生商品評価勘定		6,147,900
前払金		440,000
差入委託証拠金		59,400,000
流動資産合計		651,820,357
負債の部		
流動負債		
未払解約金		1,697,278
未払受託者報酬		88,840
未払委託者報酬		2,280,106
未払利息		428
その他未払費用		17,302
流動負債合計		4,083,954
負債合計		4,083,954
純資産の部		
元本等		
元本		407,868,481
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ()		239,867,922
(分配準備積立金)		-
元本等合計		647,736,403
純資産合計		647,736,403
負債純資産合計		651,820,357

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	当中間計算期間 自 2020年 3月12日 至 2020年 9月11日
営業収益	
受取利息	10,959
派生商品取引等損益	241,245,700
営業収益合計	241,234,741
営業費用	
支払利息	126,894
受託者報酬	88,840
委託者報酬	2,280,106
その他費用	24,219
営業費用合計	2,520,059
営業利益又は営業損失（ ）	238,714,682
経常利益又は経常損失（ ）	238,714,682
中間純利益又は中間純損失（ ）	238,714,682
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	13,620,347
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,296,196
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,296,196
剰余金減少額又は欠損金増加額	522,609
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	522,609
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	239,867,922

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として中間計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 2020年 9月11日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	400,000,000円
期中追加設定元本額	48,487,156円
期中一部解約元本額	40,618,675円
2. 中間計算期間の末日における受益権の総数	407,868,481口
3. 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.5881円 (15,881円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	当中間計算期間末 2020年 9月11日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	先物取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

当中間計算期間末(2020年9月11日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	1,269,840,000	-	1,276,000,000	6,160,000
	合計	1,269,840,000	-	1,276,000,000	6,160,000

(注) 時価の算定方法

1. 先物取引の時価評価については、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
2. 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額は含んでおりません。
上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2020年10月30日現在)

資産総額	1,988,075,756円
負債総額	1,341,293,225円
純資産総額（ - ）	646,782,531円
発行済口数	419,806,962口
1万口当たり純資産額（ / ）	15,407円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

(1) 資本金の額（2019年12月30日現在）

（以下、略）

<訂正後>

(1) 資本金の額（2020年10月30日現在）

（以下、略）

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新・訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

2020年10月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

種別（基本的性格）	本数	純資産総額
株式投資信託	274本	4,142,396百万円
公社債投資信託	73本	307,572百万円
合計	347本	4,449,969百万円

3【委託会社等の経理状況】

<更新・訂正後>

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により、作成しております。
- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	1	10,953,987		1,500,057	
分別金信託		100,000		100,000	
有価証券		91,023		-	
1年内償還予定のその他の関係 会社有価証券		1,000,000		1,000,000	
立替金		-		18,100,000	
前払費用		116,844		124,580	
未収委託者報酬		1,672,837		1,838,990	
未収運用受託報酬		197,286		150,845	
未収投資助言報酬		146,031		162,884	
未収収益		1,546		989	
その他		30,225		49,574	
流動資産計		14,309,782		23,027,922	
固定資産					
有形固定資産		148,382		160,681	
建物	2	95,253		98,910	
器具備品	2	53,129		61,770	
無形固定資産		8,281		7,610	
商標権		5,886		5,216	
電話加入権等		2,394		2,394	
投資その他の資産		5,244,866		4,303,635	
投資有価証券		964,082		1,003,692	
その他の関係会社有価証券		4,000,000		3,000,000	
長期差入保証金		82,624		80,859	
長期前払費用		2,743		2,702	
会員権		6,700		6,700	
繰延税金資産		188,715		209,680	
固定資産計		5,401,530		4,471,926	
資産合計		19,711,313		27,499,849	

		前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
流動負債					
借入金			-		7,000,000
預り金			1,500,896		838,534
未払金			619,815		674,602
未払収益分配金		13		13	
未払償還金		3,132		3,132	
未払手数料		603,800		659,294	
その他未払金		12,868		12,161	
未払費用			125,004		152,123
未払法人税等			651,420		665,703
未払消費税等			98,144		137,084
賞与引当金			180,895		192,976
流動負債計			3,176,175		9,661,024
固定負債					
退職給付引当金			187,460		204,533
役員退任慰労引当金			59,600		45,400
固定負債計			247,060		249,933
負債合計			3,423,235		9,910,957
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			3,420,000		3,420,000
資本剰余金					
資本準備金		1,500,000		1,500,000	
資本剰余金計			1,500,000		1,500,000
利益剰余金					
利益準備金		74,040		74,040	
その他利益剰余金		11,256,010		12,619,519	
別途積立金		8,805,000		10,005,000	
繰越利益剰余金		2,451,010		2,614,519	
利益剰余金計			11,330,050		12,693,559
株主資本計			16,250,050		17,613,559
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			38,026		24,667
評価・換算差額等計			38,026		24,667
純資産合計			16,288,077		17,588,892
負債純資産合計			19,711,313		27,499,849

（２）【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益					
委託者報酬			7,793,271		8,458,016
運用受託報酬			965,238		898,248
投資助言報酬			281,724		280,440
その他営業収益			593		-
営業収益計			9,040,826		9,636,704
営業費用					
支払手数料			1,704,583		1,614,335
広告宣伝費			37,891		15,912
調査費			1,160,822		1,357,718
調査費		540,390		580,513	
委託調査費		618,070		774,552	
図書費		2,361		2,652	
委託計算費			339,499		362,447
営業雑経費			84,914		110,063
通信費		21,031		21,707	
印刷費		41,155		58,336	
協会費		13,173		15,124	
諸会費		1,347		1,469	
その他営業雑経費		8,205		13,425	
営業費用計			3,327,712		3,460,477
一般管理費					
給料			1,336,594		1,403,962
役員報酬		88,362		84,469	
給料・手当		895,684		939,814	
賞与		156,753		176,302	
賞与引当金繰入額		180,895		192,976	
役員退任慰労引当金繰入額		14,900		10,400	
福利厚生費			170,844		184,734
交際費			18,673		21,211
旅費交通費			39,994		43,592
租税公課			93,387		103,638
不動産賃借料			169,149		174,195
賃借料			1,748		-
役員退任慰労金			-		3,750
退職給付費用			44,599		46,152
固定資産減価償却費			28,828		31,759
業務委託費			282,049		346,403
諸経費			142,172		160,019
一般管理費計			2,328,042		2,519,421
営業利益			3,385,071		3,656,806

		前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
営業外収益			
受取配当金		9,268	7,701
有価証券利息	1	8,193	5,681
受取利息		62	82
投資有価証券売却益		1,131	25,593
投資有価証券償還益		104	637
その他		132	564
営業外収益計		18,892	40,260
営業外費用			
支払利息	1	4,391	3,925
投資有価証券売却損		28,297	1,036
投資有価証券償還損		146	-
その他		268	3,232
営業外費用計		33,103	8,193
經常利益		3,370,861	3,688,874
特別損失			
固定資産除却損	2	0	13
特別損失計		0	13
税引前当期純利益		3,370,861	3,688,860
法人税、住民税及び事業税		1,040,431	1,145,683
法人税等調整額		10,324	11,686
法人税等合計		1,030,106	1,133,996
当期純利益		2,340,754	2,554,863

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	繰越利益 剰余金		
				別途積立金				
当期首残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	7,905,000	2,000,856	9,979,896	14,899,896
当期変動額								
剰余金の配当						990,600	990,600	990,600
別途積立金の積立					900,000	900,000		
当期純利益						2,340,754	2,340,754	2,340,754
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計					900,000	450,154	1,350,154	1,350,154
当期末残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	8,805,000	2,451,010	11,330,050	16,250,050

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	51,680	51,680	14,951,577
当期変動額			
剰余金の配当			990,600
別途積立金の積立			
当期純利益			2,340,754
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	13,653	13,653	13,653
当期変動額合計	13,653	13,653	1,336,500
当期末残高	38,026	38,026	16,288,077

当事業年度(自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	8,805,000	2,451,010	11,330,050	16,250,050
当期変動額								
剰余金の配当						1,191,355	1,191,355	1,191,355
別途積立金の積立					1,200,000	1,200,000		
当期純利益						2,554,863	2,554,863	2,554,863
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計					1,200,000	163,508	1,363,508	1,363,508
当期末残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	10,005,000	2,614,519	12,693,559	17,613,559

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	38,026	38,026	16,288,077
当期変動額			
剰余金の配当			1,191,355
別途積立金の積立			
当期純利益			2,554,863
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	62,693	62,693	62,693
当期変動額合計	62,693	62,693	1,300,814
当期末残高	24,667	24,667	17,588,892

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～50年

器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<p>1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。</p> <p>預金 10,848,776千円</p>	<p>1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。</p> <p>預金 1,357,112千円</p>
<p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 86,645千円</p> <p>器具備品 105,592千円</p> <hr/> <p>合計 192,238千円</p>	<p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 93,907千円</p> <p>器具備品 126,749千円</p> <hr/> <p>合計 220,656千円</p>

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>有価証券利息 8,193千円</p> <p>支払利息 4,391千円</p>	<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>有価証券利息 5,681千円</p> <p>支払利息 3,925千円</p>
<p>2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 0千円</p> <hr/> <p>合計 0千円</p>	<p>2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 13千円</p> <hr/> <p>合計 13千円</p>

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400			38,400
A種種類株式（株）	15,000			15,000
合 計（株）	53,400			53,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
2018年6月25日 定時株主総会	普通株式	969,600	25,250	2018年3月31日	2018年6月26日
	A種種類株式	21,000	1,400	2018年3月31日	2018年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
2019年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,170,355	利益剰余金	30,478	2019年3月31日	2019年6月25日
	A種種類株式	21,000	利益剰余金	1,400	2019年3月31日	2019年6月25日

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400	-	-	38,400
A種種類株式（株）	15,000	-	-	15,000
合 計（株）	53,400	-	-	53,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
2019年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,170,355	30,478	2019年3月31日	2019年6月25日
	A種種類株式	21,000	1,400	2019年3月31日	2019年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,286,400	利益剰余金	33,500	2020年3月31日	2020年6月26日
	A種種類株式	21,000	利益剰余金	1,400	2020年3月31日	2020年6月26日

(リース取引関係)

前事業年度 2019年3月31日	当事業年度 2020年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。また、金融債での運用については、毎月時価の把握や金利上昇時の評価損失等のリスク指標の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)をご参照ください。)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	10,953,987	10,953,987	-
(2)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,055,106	1,055,106	-
(3)その他の関係会社有価証券(*) 満期保有目的の債券	5,000,000	5,003,175	3,175
資産計	17,009,094	17,012,269	3,175

(*) 1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券及び投資有価証券

投資信託の時価は、基準価額によっております。

(3)その他の関係会社有価証券

金融債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金	10,953,697	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期のあるもの	91,023	661,233	34,918	1,045
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	1,000,000	4,000,000	-	-
合計	12,044,720	4,661,233	34,918	1,045

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。また、金融債での運用については、毎月時価の把握や金利上昇時の評価損失等のリスク指標の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	1,500,057	1,500,057	-
(2)立替金	18,100,000	18,100,000	-
(3)未収委託者報酬	1,838,990	1,838,990	-
(4)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	1,003,692	1,003,692	-
(5)その他の関係会社有価証券(*) 満期保有目的の債券	4,000,000	3,998,450	1,550
資産計	26,442,739	26,441,189	1,550
(1)短期借入金	7,000,000	7,000,000	-
負債計	7,000,000	7,000,000	-

(*) 1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 立替金、(3) 未収委託者報酬
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 有価証券及び投資有価証券
投資信託の時価は、当期の決算日の基準価額によっております。
- (5) その他の関係会社有価証券
金融債の時価は、取引金融機関が提示する参考時価情報によっております。

負 債

- (1) 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金	1,499,843	-	-	-
未収委託者報酬	1,838,990	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券のうち満期のあるもの	-	542,216	86,552	90,900
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	1,000,000	3,000,000	-	-
合計	4,338,833	3,542,216	86,552	90,900

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決済日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	7,000,000	-	-	-	-	-
合計	7,000,000	-	-	-	-	-

(有価証券関係)

前事業年度(2019年3月31日)

1. 満期保有目的の債券

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	2,750,000	2,754,025	4,025
	小計	2,750,000	2,754,025	4,025
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	2,250,000	2,249,150	850
	小計	2,250,000	2,249,150	850
合計		5,000,000	5,003,175	3,175

2. その他有価証券

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	662,842	573,533	89,308
	小計	662,842	573,533	89,308
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	392,264	426,739	34,475
	小計	392,264	426,739	34,475
合計		1,055,106	1,000,273	54,832

(注) 時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	281,834	1,131	28,297
合計	281,834	1,131	28,297

当事業年度（2020年3月31日）

1．満期保有目的の債券（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	750,000	750,450	450
	小計	750,000	750,450	450
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	3,250,000	3,248,000	2,000
	小計	3,250,000	3,248,000	2,000
合計		4,000,000	3,998,450	1,550

2．その他有価証券（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	527,717	457,409	70,307
	小計	527,717	457,409	70,307
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	475,975	563,421	87,446
	小計	475,975	563,421	87,446
合計		1,003,692	1,020,831	17,138

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるかと判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

3．売却したその他有価証券

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	117,187	25,593	1,036
合計	117,187	25,593	1,036

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります。）を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表（単位：千円）

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	179,077	187,460
退職給付費用	28,033	28,307
退職給付の支払額	19,650	11,234
退職給付引当金の期末残高	187,460	204,533

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表（単位：千円）

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	187,460	204,533
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	187,460	204,533
退職給付引当金	187,460	204,533
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	187,460	204,533

(3) 退職給付費用

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	28,033	28,307

（税効果会計関係）

（単位：千円）

前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
ソフトウェア償却超過額 51,625	ソフトウェア償却超過額 52,965
敷金償却否認 3,960	敷金償却否認 4,450
会員権評価損否認 2,591	会員権評価損否認 2,591
電話加入権評価損 1,395	電話加入権評価損 1,395
賞与引当金 55,390	賞与引当金 59,089
役員退任慰労引当金 18,249	役員退任慰労引当金 13,901
退職給付引当金 57,400	退職給付引当金 62,628
その他有価証券評価差額金 10,556	その他有価証券評価差額金 26,775
未払事業税 35,833	未払事業税 36,548
その他 5,272	その他 5,978
繰延税金資産小計 242,275	繰延税金資産小計 266,324
評価性引当額 26,213	評価性引当額 35,115
繰延税金資産合計 216,062	繰延税金資産合計 231,208
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金 27,346	その他有価証券評価差額金 21,528
繰延税金負債合計 27,346	繰延税金負債合計 21,528
繰延税金資産の純額 188,715	繰延税金資産の純額 209,680
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税 等の負担率との差異の原因となった主な項目 別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税 等の負担率との差異の原因となった主な項目 別の内訳
当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
<p>本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。</p> <p>当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。</p>	<p>本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。</p> <p>当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。</p>

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	合計
8,136,568	904,257	9,040,826

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	1,741,003	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	1,153,935	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.	604,053	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
8,768,245	868,459	9,636,704

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	1,913,159	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	1,433,389	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.	587,396	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接 50.91%	当社投資信託の購入、募集・販売の取扱等 役員の兼任	資金の借入に係る利息の支払（*）	4,391	短期借入金	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）資金の借入については、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1．関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接 50.91%	当社投資信託の購入、募集・販売の取扱等 役員の兼任	資金の借入に係る利息の支払（*）	3,925	短期借入金	7,000,000

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）資金の借入については、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	345,496円81銭	379,372円18銭
1株当たり当期純利益金額	60,410円26銭	65,986円03銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
当期純利益金額(千円)	2,340,754	2,554,863
普通株主に帰属しない金額(千円)	21,000	21,000
(うちA種種類株式配当額(千円))	(21,000)	(21,000)
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	2,319,754	2,533,863
普通株式の期中平均株式数(株)	38,400	38,400

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	16,288,077	17,588,892
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	3,021,000	3,021,000
(うちA種種類株式払込金額(千円))	(3,000,000)	(3,000,000)
(うちA種種類株式配当額(千円))	(21,000)	(21,000)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	13,267,077	14,567,892
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	38,400	38,400

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

<更新・訂正後>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

名称

三井住友信託銀行株式会社

資本金の額（2020年3月末日現在）

342,037百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概況>

名称

株式会社日本カストディ銀行

資本金の額（2020年7月27日現在）

51,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額(単位：百万円) (2020年3月末日現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	48,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495	
マネックス証券株式会社	12,200	
松井証券株式会社	11,945	
auカブコム証券株式会社	7,196	

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

当証券投資信託契約の受託者として、委託者との信託契約の締結、信託財産の保管・管理・計算業務を行います。

なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

(2) 販売会社

当証券投資信託の販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売、目論見書および運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

ありません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月4日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNZAM・レバレッジ 日本株式2倍ブルの2020年3月12日から2020年9月11日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、NZAM・レバレッジ 日本株式2倍ブルの2020年9月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2020年3月12日から2020年9月11日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2020年6月18日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 細野 和也 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 長尾 充洋 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。